

# 施設の性質別分類・利用者負担率の検討にあたって (近隣市との比較検討資料)

# 1 本資料の概要

- 第1回審議会において、「施設の性質別分類の判断基準が曖昧であるため、明確な基準を設定するかは検討の余地がある」とのご意見を受けて、近隣市（本市を含む南多摩5市）における状況の確認を行った。
- 本資料では、他市事例を参考にしながら、多摩市に足りない視点・要素等について、ご検討いただき、「性質別分類の判断基準を、より明確にすべきか」という視点を中心としながら、幅広いご意見を頂戴したい。（本資料で示した判断基準明確化以外の視点でも、その他の視点でご意見があれば、あわせてご発言ください。）

## <本市における使用料算定の基本ルール>

**使用料の目安※ = 原価 × 施設の性質別負担率**

※急激な負担増を避けるための改定上限率を定めていることや、使用料の単位を10円単位としていることから、必ずしも基本ルールで算定した金額にならないため、目安という表現を用いている。

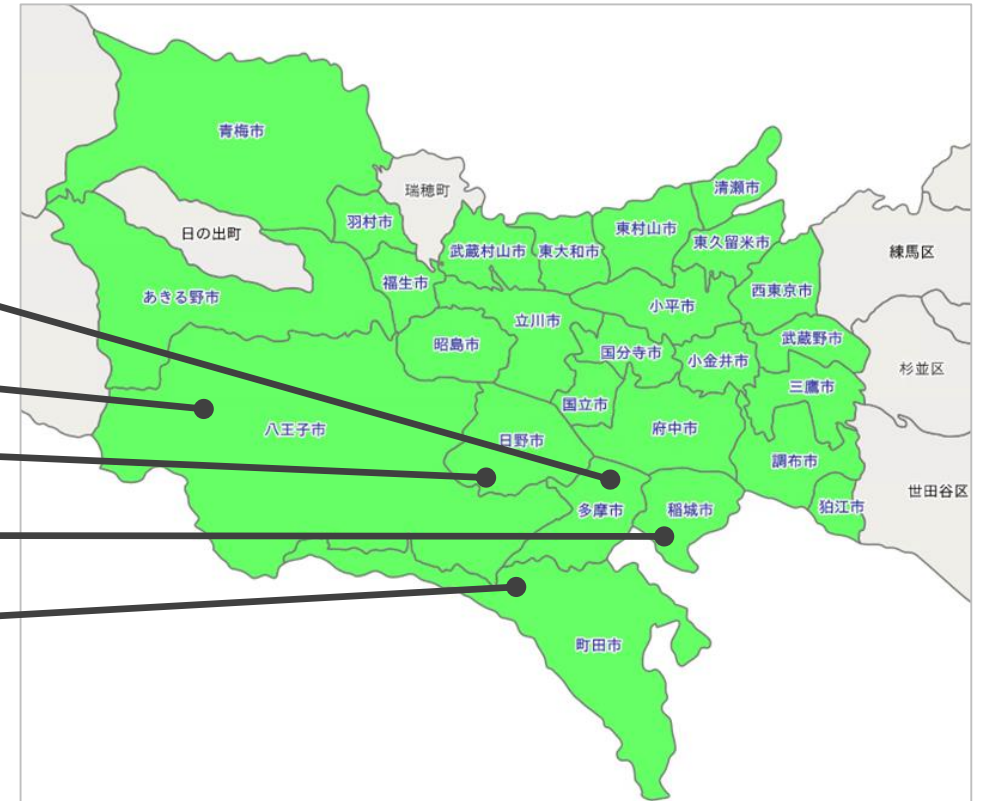
多摩市：公共施設の使用料設定にあたっての基本方針 ※平成29年度改訂

八王子市：受益者負担の適正化に関する基本方針 ※令和6年度改訂

日野市：手数料、使用料等の設定に関するガイドライン ※令和4年度改正

稲城市：使用料の算定基準 ※令和3年度更新

町田市：受益者負担の適正化に関する基本方針 ※平成30年度改定



## 2 施設の性質別分類・利用者負担率の比較（多摩市：公共施設の使用料設定にあたっての基本方針 ※平成29年度改訂）

- ①必需性、②市場性・収益可能性、③地域施設か全市的施設かによる基準 の3つの基準で分類し、9つの利用者負担割合を定めている。  
⇒ 地域施設か全市的施設かによる基準は、他市ではあまり見られない特徴的な基準である。
- ①必需性、②市場性・収益可能性の各基準は、高低に応じた3段階で分類されているが、判断を行う明確なルールは存在していない。

### <性質別分類の基準>

#### ○ 基礎的か基礎以上かによる基準（必需性）

基礎的 (必需的)	↑ ↓	I	○市民生活において、最低限必要なサービスを提供するなど、公共性の高い施設
		II	○一定の公益性のもとに、特定の利用者の利便を図る施設
		III	○生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービスを提供する施設 ⇒民間企業においても、同様のサービスを提供していることが多い
基礎以上 (選択的)	低い		

#### ○ 民間による類似施設の提供の有無による基準（市場性・収益可能性）

民間による 提供なし (非市場的)	↑ ↓	ア	○収益性がないまたは極めて低く、民間企業においてはサービス提供がない(困難な)施設
		イ	○収益性が低く、施設の使用料だけでは管理運営費をまかなうことが難しい施設
		ウ	○相当の収益性があり、施設の使用料をもって、管理運営費をまかなうことが可能な施設
民間による 提供あり (市場的)	低い		
	高い		

#### ○ 地域施設か全市的な施設かによる基準

地域施設 (地域活動を活性化させる施設)	○コミュニティエリア、小中学校区などのエリアを単位として設置している施設 ⇒当該エリアのコミュニティ形成の拠点であり、利用されることで地域課題の解決などにつながる ⇒地域活動を活性化させる施設
全市的施設 (市内全域的に利用される施設)	○市内に1箇所または駅周辺に設置されているなど、市内全域(市外)を対象としている施設

### <性質別分類表>

民間による類似施設の提供の有無	民間による提供なし(非市場的) ↑ ↓ 民間による提供あり(市場的)	ア	<b>C</b> 【利用者負担】50% 【税(市民)による負担】50%	<b>B</b> 【利用者負担】25% 【税(市民)による負担】75%	<b>A</b> 【利用者負担】0% 【税(市民)による負担】100%
		イ	<b>D</b> 【利用者負担】75% 【税(市民)による負担】25%	<b>C</b> 【利用者負担】50% 【税(市民)による負担】50%	<b>B</b> 【利用者負担】25% 【税(市民)による負担】75%
		ウ	<b>E</b> 【利用者負担】100% 【税(市民)による負担】0%	<b>D</b> 【利用者負担】75% 【税(市民)による負担】25%	<b>C</b> 【利用者負担】50% 【税(市民)による負担】50%
			III	II	I
			基礎以上(選択的) ← → 基礎的(必需的)		
			基礎的か、基礎以上か		

「地域施設か全市的な施設かによる基準」において、「地域施設」に該当する場合は、上記の分類から「利用者負担」の割合が1段階低くなる分類とし、「全市的施設」に該当する場合は、変更しないものとしている。

## 2 施設の性質別分類・利用者負担率の比較（八王子市：受益者負担の適正化に関する基本方針 ※令和6年度改訂）

八王子市

- ①必需性、②民間施設の代替性の2つの基準で分類し、4つの利用者負担割合を定めている。
- 本市と同様に各基準の高低等を判断する明確なルールは存在しないが、2段階で分類されるので、判断はしやすいとも言える。

### <性質別分類の基準>

公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要があります。そこで、施設の性質を次の二つの基準で分類し、それぞれの負担割合を設定します。

#### ◆ 「市民生活における必需性」

市民生活における必需性が高い施設・・・基礎的なサービスを提供し、大半の市民が必要とする施設

市民生活における必需性が低い施設・・・個人の価値観に応じて選択的に利用する施設

大半の市民が必要とする施設は、公費の負担割合を高く設定し、人によって必需性が異なり、個人の価値観に応じて選択的に利用される施設は、利用者の負担割合を高く設定します。

#### ◆ 「民間施設の代替性」

民間施設の代替性が低い施設・・・同様のサービス提供が民間では困難な施設

民間施設の代替性が高い施設・・・同様のサービス提供が民間でも可能な施設

同様のサービス提供が民間では困難な施設は、行政が関与する必要性が高いと考えられるため、利用者の負担割合を低く設定します。一方、民間でも提供が可能な施設は、使用料を低く抑えることにより、民間事業者の参入機会を損なうおそれがあるため、利用者の負担割合を高く設定します。

### <受益者負担割合>

#### 受益者負担割合

【A】大半の市民が必要とし、民間では提供が困難な施設 **0%**

【B】大半の市民が必要とし、民間でも提供が可能な施設 **50%**

【C】人によって必需性が異なり、民間では提供が困難な施設 **50%**

【D】人によって必需性が異なり、民間でも提供が可能な施設 **75%**

		民間施設の代替性	
		低い	高い
市民生活における必需性	高い(基礎的)	<b>【A】</b> 公費負担 <b>100%</b> 受益者負担 <b>0%</b> 斎場(火葬室)	<b>【B】</b> 公費負担 <b>50%</b> 受益者負担 <b>50%</b> 公園
	低い(選択的)	<b>【C】</b> 公費負担 <b>50%</b> 受益者負担 <b>50%</b> 会議室・体育室・体育館・プール(屋外・室内)・野球場・陸上競技場・スケートパーク・ホール・生涯学習センター・学園都市センター・市民会館・夢美術館・こども科学館・夕やけ小やけふれあいの里・高尾599ミュージアム	<b>【D】</b> 公費負担 <b>25%</b> 受益者負担 <b>75%</b> トレーニング室・テニスコート・斎場(式場)

## 2 施設の性質別分類・利用者負担率の比較（日野市：手数料、使用料等の設定に関するガイドライン ※令和5年3月改正）

日野市

- 4つの原則により、6つの公費負担割合を定めている。  
⇒ 利用者負担割合90%の施設が存在している。（他市では同様の事例無し。）
- 「基準」ではなく、「原則」という考え方をを用いて、①必要性、②民間代替性・競合性の高低・強弱等を総合判断している。

### <施設使用料の利用者負担割合の4つの原則とその考え方>

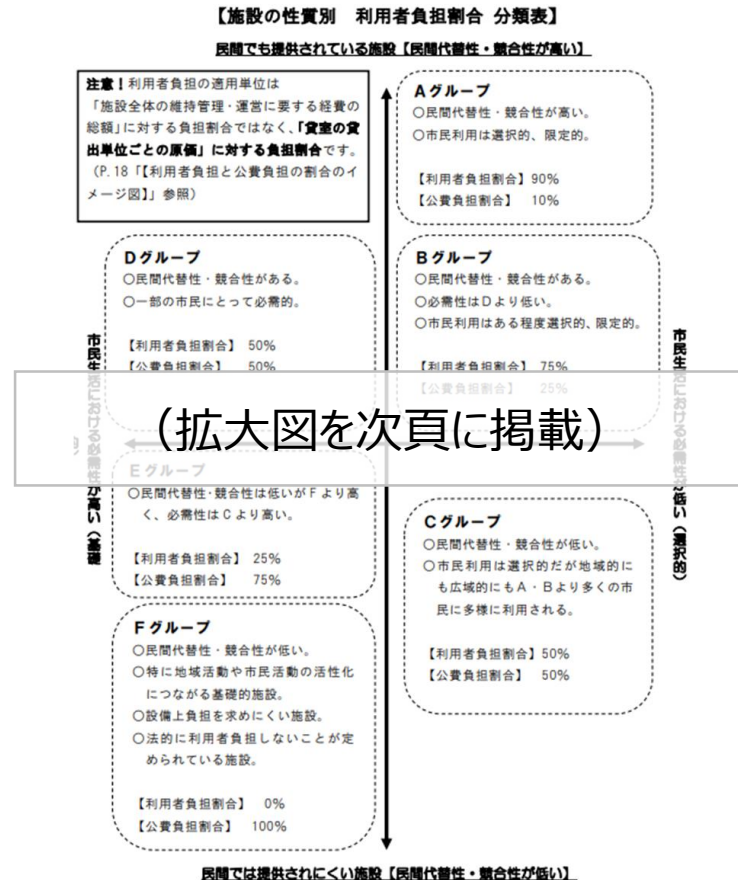
**【原則1】**  
市民生活における必要性が高く、かつ民間代替性・競合性が低い等の施設は、原則として利用者負担割合 0%（公費負担割合 100%）とします。（Fグループ）

**【原則2】**  
原則1以外は、民間代替性・競合性の高低の程度、市民生活における必要性の強弱に応じた利用者負担割合を設定します。（利用者負担割合は 90%、75%、50%、25%に分類）

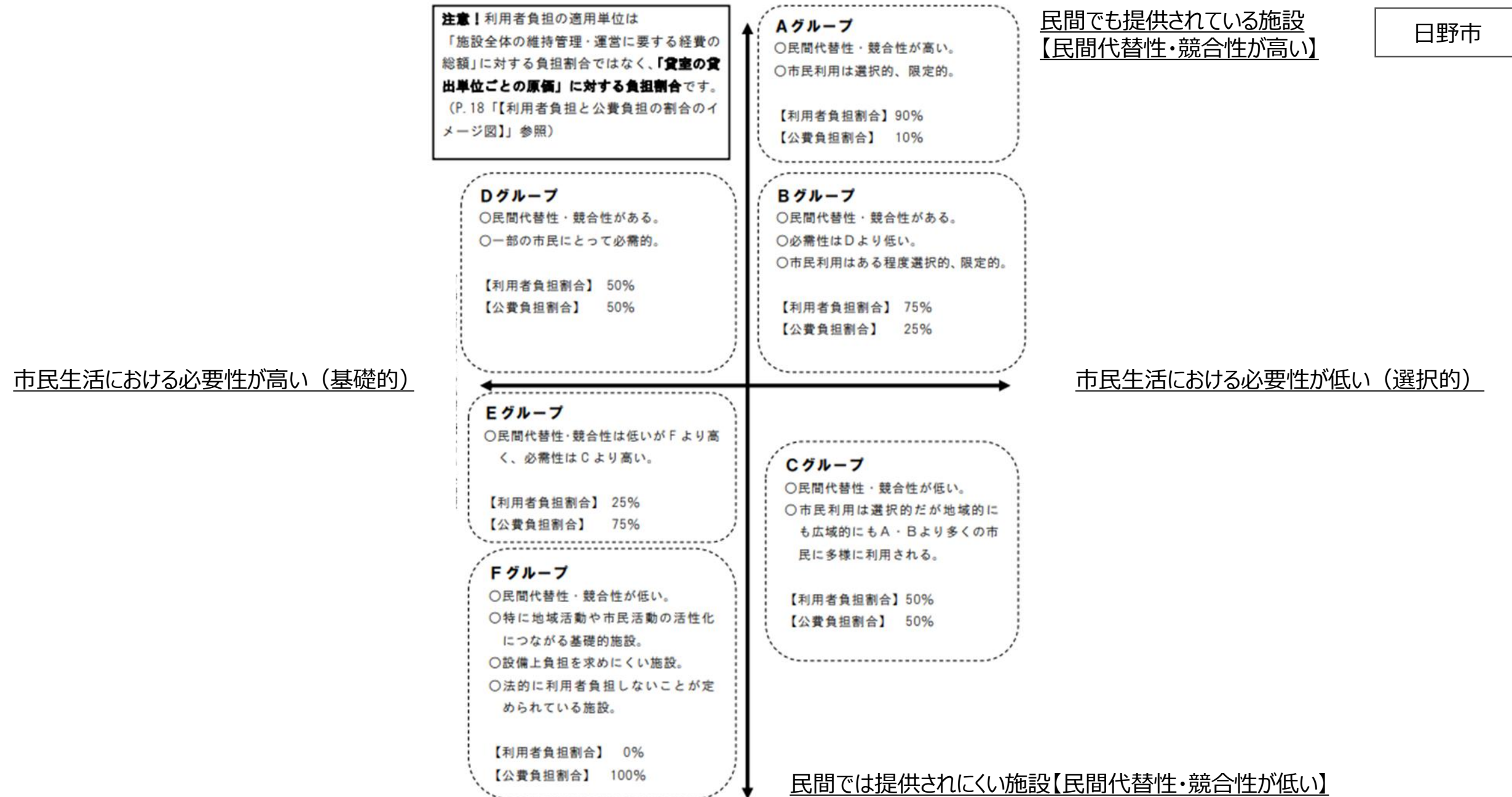
**【原則3】**  
原則として民間代替性・競合性が高い施設であっても利用者負担 100%の区分は設けないこととします。理由は、使用料の算定基礎となる原価は各施設の減価償却費を含む施設の維持管理費としています。そのため、利用者負担 100%は、施設の維持管理に要する全ての経費を利用者負担で賄うという考え方となります。しかし、公の施設は、本来、住民の福祉の増進を目的とし、市民の誰もが利用する機会を有しており、また、そのことを目的として市が設置しているため、全て（100%）の経費を利用者の負担とすることは適当ではないと考えるからです。（Aグループ）

**【原則4】**  
利用者負担割合、施設の性質別分類の考え方は、社会状況・環境の変化に即して見直すこととします。民間代替性・競合性が非常に高く、同様の施設機能を持って民間で提供されている施設があります。また、現在はなくても、将来、民間で提供される可能性があります。今後、利用者に100%の負担をお願いしたい施設がある場合には、本来的に、公の施設として市が保有すべき施設であるかを検討することとします。

### <施設の性質別 利用者負担割合 分類表>



## 2 施設の性質別分類・利用者負担率の比較（日野市：手数料、使用料等の設定に関するガイドライン ※令和5年3月改正）



## 2 施設の性質別分類・利用者負担率の比較（稲城市：使用料の算定基準 ※令和4年3月更新）

稲城市

- ①必需性、②民間市施設の代替性の2つの視点で分類し、4つの公費負担割合を定めている。  
⇒ 他市では25%刻みの負担割合を設定していることが多いが、稲城市では、30%、50%、70%の負担割合を設定している。
- 本市と同様に各基準の高低等を判断する明確なルールは存在しない。また、判断の考え方についても、あまり言及されていない。

### <公費負担割合の設定>

#### (1) 使用料の性質に基づいた公費負担割合の検討

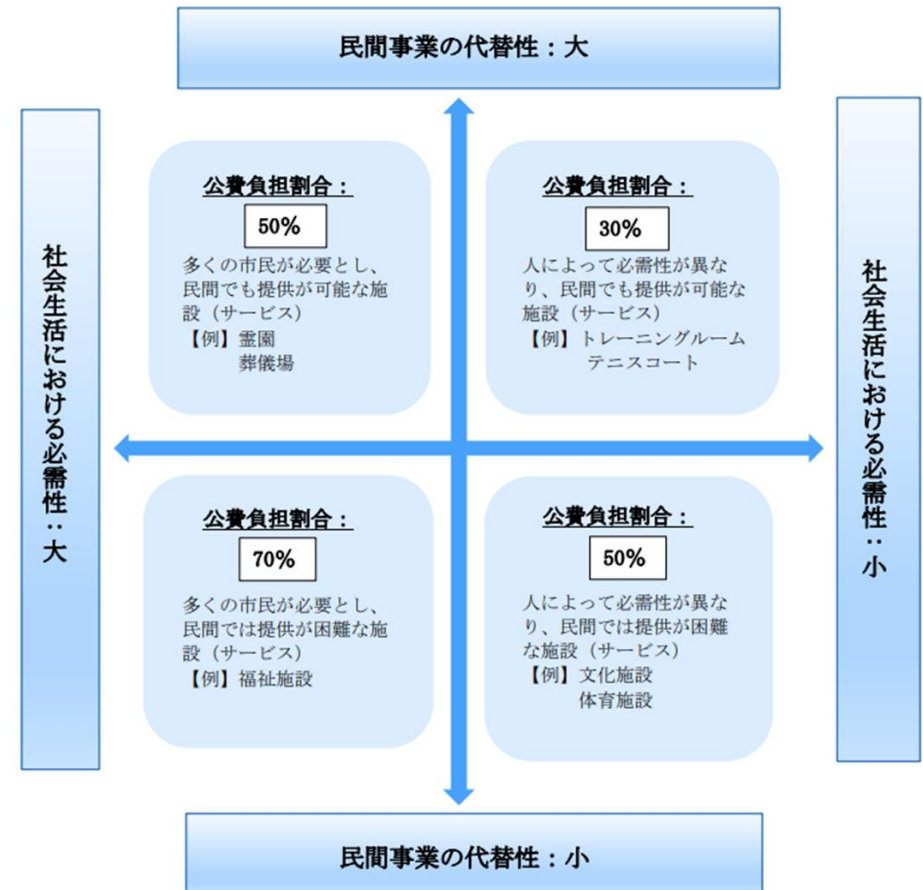
使用料は、使用する施設等の設置目的や性質に基づいて、「社会生活における必需性」の視点と「民間事業の代替性」の視点の組み合わせにより、税等の一般財源で負担すべき公費負担割合を原価の「70%」「50%」「30%」のいずれかとする。

##### ■「社会生活における必需性」の視点

- ・社会生活における必需性が高い施設（サービス）：  
社会生活を送る上で大半の市民が利用する又は高度な社会要請（福祉施策等）があるもの
- ・社会生活における必需性が低い施設（サービス）：  
そのサービスを通じて市民生活の潤いや活力が生じ、あるいは余暇活動の選択肢として利用するもの。市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なるもの。

##### ■「民間事業の代替性」の視点

- ・民間事業の代替性が低い施設（サービス）：  
民間においては同種・類似の施設（サービス）の提供が難しく、主として行政が提供するもの。
- ・民間事業の代替性が高い施設（サービス）：  
民間においても同種・類似の施設（サービス）の提供が可能なもの、または提供されているもの。



## 2 施設の性質別分類・利用者負担率の比較（町田市： 令受益者負担の適正化に関する基本方針 ※平成30年度改定）

町田市

- ①基礎的or選択的、②民間類似サービスの有無 の2つの基準で分類し、4つのサービス区分を定めている。
- 本市と同様に各基準の高低等を判断する明確なルールは存在しない。また、判断の考え方についても、あまり言及されていない。

### <サービス区分と受益者負担割合>

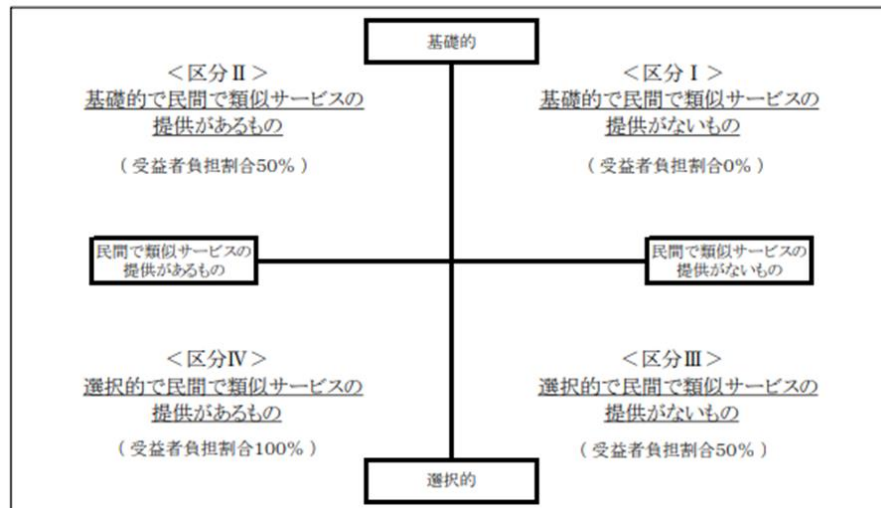
#### （1）サービスを分類する2つの基準

##### ① サービスが基礎的なものか、選択的なものか

- ・基礎的なもの…市民生活の基盤となるサービス  
生活形態に応じて日常生活を営む上で最低限必要なサービス
- ・選択的なもの…上記「基礎的なもの」以外の、生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするサービス

##### ② 民間で類似サービスの提供があるものか、提供がないもの

#### （2）4つのサービス区分



#### （3）サービス区分別の負担の考え方と受益者負担割合

<区分Ⅰ>…基礎的で民間で類似サービスの提供がないもの

【負担の考え方】市民生活に不可欠であり、基礎的なもので公共性が高い。行政による提供が必要なサービスであり、サービスに係る費用は税で負担する。  
【受益者負担割合】0%

<区分Ⅱ>…基礎的で民間で類似サービスの提供があるもの

【負担の考え方】特定の個人に対する必需的なサービスで、行政がサービス提供を行っているが民間でもサービス提供されているものであり、サービスに係る費用は税と受益者とが負担する。  
【受益者負担割合】50%

<区分Ⅲ>…選択的で民間で類似サービスの提供がないもの

【負担の考え方】個人の嗜好や価値観によって必要性が異なるものであり、選択性が高いが、非採算的サービスであるもの。サービスに係る費用は税と受益者とが負担する。  
【受益者負担割合】50%

<区分Ⅳ>…選択的で民間で類似サービスの提供があるもの

【負担の考え方】他の区分に比べて行政が提供する必然性が少ない。選択性が高く、採算的なサービスであるもの。サービスに係る費用は受益者が負担する。  
【受益者負担割合】100%



- 施設の性質別分類を判断する明確なルールを設けている自治体は、近隣市に存在しないため、何らかのルールを作成するのであれば、多摩市特有の視点・考え方でルールを検討・立案する必要がある。（すべての自治体の基本方針を確認したわけではないが、近隣4市に限らず、事務局で確認を行った全国の主要自治体においても明確なルールを設けている自治体は確認できなかった。）
- 多摩市で基準として用いている「地域施設か全市的施設かによる基準」は、他市ではあまり見られない特徴的な基準であることが、改めて確認できた。
- 各施設の利用者負担割合（25%、50%等）は、市によって多少の差異が見られる。

⇒ 上記を踏まえ、事務局としては性質別分類を判断する基準の明確化は難しいと考えているが、本日、審議会からいただいたご意見を参考にしながら、検討を深めていきたい。（利用者負担率の議論については、資料12を用いて行う。）